

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（894））
2. 日時：平成30年4月25日 13時30分～18時30分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、正岡主任安全審査官、関根技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他13名

東北電力株式会社：原子力部(原子力業務) 副長 他4名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 課長 他5名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 主任 他1名

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保修部 機械保修課 担当 他2名

中国電力株式会社：電源事業本部(原子力設備) 担当 他2名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他3名

## 5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、4月20日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請書のうち技術基準規則と添付書類との紐付き表関係、発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御方法に関する説明書並びに原子炉格納施設の設計条件に関する説明書について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

### 【技術基準規則と添付書類との紐付き表関係】

- 技術基準規則第4条の適合性について、原子炉格納施設及び排気筒の基礎に関する説明書の必要性を整理して提示すること。

### 【発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御方法に関する説明書関係】

- 出力制御設備の図面に関して、文章での記載内容を確認できるよう、各制御ロジックを図面に追記すること。
- 負荷遮断時にタービン蒸気加減弁等が急速に閉止する発電機出力（40%以上）に関して、タービンバイパス弁の容量との関係を整理して提示すること。
- 原子炉の出力変化について、原則として、再循環流量制御方式を制御棒方式より優先する考え方を整理して提示すること。

### 【原子炉格納施設の設計条件に関する説明書関係】

- ペDESTAL排水系に係わる設備の位置づけを明確にし、工認の申請内容を説明すること。

- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 技術基準規則と工事計画認可申請書の添付書類との紐付き表